

公印省略

2医指第1694号  
令和2年9月15日

北九州市保健福祉局健康医療部地域医療課長  
福岡市保健福祉局健康医療部地域医療課長  
久留米市保健所長

殿



福岡県保健医療介護部医療指導課長  
(医療計画係)

具体的対応方針の再検証等の期限について

本県の保健医療行政の推進につきましては、平素から格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記について、厚生労働省から別添のとおり通知がされましたので、お知らせいたします。

なお、下記の団体及び再検証対象医療機関に対しては、当課から周知することを予め申し伝えます。

記

1 通知先関係団体

(公社)福岡県医師会、(一社)福岡県歯科医師会、(公社)福岡県病院協会、  
(一社)福岡県私設病院協会、(一社)福岡県医療法人協会、福岡県有床診療所協議  
会

担当連絡先

福岡県保健医療介護部医療指導課  
医療計画係 福田  
TEL092-643-3328



各都道府県知事殿

厚生労働省医政局長

(公 印 省 略)

### 具体的対応方針の再検証等の期限について

地域医療構想（医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第2項第7号に規定する地域医療構想をいう。以下同じ。）における具体的対応方針の再検証等について、下記のとおり対応することとしたため御了知いただくとともに、本通知の趣旨を貴管内市区町村、関係団体、関係機関等へ周知いただくようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づき技術的助言であることを申し添える。

### 記

#### 1. これまでの経緯

「公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について」（令和2年1月17日付け医政発0117第4号厚生労働省医政局長通知）においては、当面の具体的対応方針の再検証等に係る対応について、「都道府県においては「経済財政運営と改革の基本方針2019」における一連の記載を基本として、地域医療構想調整会議での議論を進めていただくようお願いする」と整理していたところである。

その後、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、「具体的対応方針の再検証等の期限について」（令和2年3月4日付け医政発0304第9号厚生労働省医政局長通知）において、2019年度中とされた再検証等の期限に関しては厚生労働省において改めて整理するとしたところである。（※）

※ 「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）においては、具体的対応方針の再検証等の期限について、「2019年度中（※医療機関の再編統合を伴う場合については、遅くとも2020年秋頃まで）」とされている。

#### 2. 「経済財政運営と改革の基本方針2020」を踏まえた対応

、今般、「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）において「感染症への対応の視点も含めて、質が高く効率的で持続可能な医療提供体制の整備を進めるため、可能な限り早期に工程の具体化を図る。」とされたところである。また、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた今後の医療提供体制について、「社会保障審議会医療部会」において議論を開始したところである。

このため、「2019年度中（※医療機関の再編統合を伴う場合については、遅くとも2020年秋頃まで）」とされた再検証等の期限を含め、地域医療構想に関する取組の進め方について、これらの議論の状況や地方自治体の意見等を踏まえ、厚生労働省において改めて整理の上、お示しすることとする。